

○自治医科大学大学院医学研究科特別研究学生規程

(平成 22 年規程第 81 号)

改正 平成 27 年規程第 15 号 令和 4 年規程第 76 号

(目的)

第 1 条 この規程は、自治医科大学大学院学則(昭和 53 年 3 月 24 日制定。以下「大学院学則」という。)第 34 条の規定に基づき、他の大学院又は外国の大学院(以下「他の大学院」という。)に在学する学生で、自治医科大学大学院医学研究科(以下「医学研究科」という。)において研究指導を受ける者(以下「特別研究学生」という。)に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(願出)

第 2 条 特別研究学生として研究指導を受けることを志願する者は、他の大学院を通じて医学研究科長に願い出なければならない。

(受け入れの許可)

第 3 条 特別研究学生の受け入れは、他の大学院からの願い出に基づき、大学院医学研究科委員会幹事会の議を経て、医学研究科長が許可する。

(受け入れの時期)

第 4 条 特別研究学生の受け入れの時期は、医学研究科と他の大学院との協議の上、決定するものとする。

(研究指導期間)

第 5 条 特別研究学生の研究指導期間は、修士課程については 1 年以内とし、博士課程については医学研究科と他の大学院との協議を経て、教育上必要と認められる期間とする。

(授業料等)

第 6 条 第 3 条の規定により受け入れの許可を受けた者は、大学院学則第 28 条に定める授業料を納付しなければならない。ただし、医学研究科と他の大学院との間に個別の協定がある場合にあっては、この限りでない。

2 授業料のほか、研究指導を受けるために必要な特別の費用は、特別研究学生の負担とする。

(施設設備の利用等)

第 7 条 特別研究学生は、指導教員及び教育研究施設の管理責任者の承認を得て、研究指導を受ける上で必要な施設、設備等を利用することができる。

(保険等への加入)

第 8 条 特別研究学生は、他の大学院において学生教育研究災害障害保険又は他の大学院が指定する研究災害補償制度に加入していかなければならない。

(規則等の遵守)

第 9 条 特別研究学生は、本学における諸規則を遵守しなければならない。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、特別研究学生に関し必要な事項は、大学院医学研究科委員会の意見を聴いて、医学研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規程第 15 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年規程第 76 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。